毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　㈱明文堂印刷　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和五年　二月一日　号外（七）　（水曜日）

目次

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……一

○告示

大分県告示第五十一号

令和五伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和五年二月一日

大分県知事　広瀬勝貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国川地区	五二四・〇四
	駅館川地区	五八九・一〇
	西国東地区	三五・三六
	東国東地区	九六・四八
	別府地区	二九〇・五九
	大分川地区	一、五四八・九一
	大野川地区	一、六八六・六〇
	北海部地区	二一五・五〇
	番匠川地区	一、〇六五・八九
	北川上流地区	一、〇〇七・四三
	日田地区	六二二・〇八
	玖珠川地区	七八五・〇一
	山国川地区	一九〇・七九
	駅館川地区	五〇・六七
	西国東地区	二七・四八
土砂流出防備保安林	東国東地区	六一・三〇
	別府地区	三四・三〇
	大分川地区	一三二・三七
	大野川地区	一六五・九二
	北海部地区	一〇四・三八
	番匠川地区	三七三・五〇
	北川上流地区	三五・二六
	日田地区	一三〇・六三
	玖珠川地区	一八・九一
土砂崩壊防備保安林	大分川地区	〇・一八
	番匠川地区	〇・〇八
	日田地区	〇・〇八
防風保安林	別府地区	〇・一四
干害防備保安林	山国川地区	三・六六
	駅館川地区	三・五〇
	西国東地区	四一・八四
	東国東地区	一・五四
	大分川地区	〇・九四
	大野川地区	八・一〇
	北海部地区	一・〇六
	番匠川地区	二四・八〇
	日田地区	一一・八四
	玖珠川地区	六・九四
保健保安林	大分北部地区	三二・六四
	大分南部地区	九二・六六